

役員等報酬および 費用弁償規程

社会福祉法人
道南福祉ねっと

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人道南福祉ねっと（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に係る事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、役員会等への出席1回につき3千円とする。ただし、経営の安定に鑑み、当面支給を控え、理事会及び評議員会で実施日を議決するものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 役員会等への出席については1回につき3千円とする。ただし、3千円を超える費用を要する場合は実費額を弁償する。

3 旅行については旅費規程に基づき支給するものとする。

(支 給 日)

第4条 役員等の報酬は、役員会等の開催の都度、直接現金で支払う。

2 費用弁償は、役員会等の開催の都度、直接現金で支払う。ただし、旅行については出張命令等の諸手続きを通し、口座振込とする。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 1 月 29 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 10 日から施行する。